

畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>前文 [略]</p> <p>1 共通事項 (1)～(2) [削除。]</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲について (1)経営リース ア.～イ. [略] ウ. <u>本事業における太陽光発電システム関連機器とは、太陽電池、接続箱、パワーコンディショナー、分電盤等太陽光発電を行うのに必要となる設備を指し、これらの設備及びその設置経費がリース対象となります。これにより、発電した電気の全ては、経営リースの趣旨に即し、家畜の飼養管理や家畜排せつ物の処理等のために、自家利用しなければなりません。</u> <u>発電した電気の全部又は一部(余剰電力を含む。)を売電する場合は、貸付の対象とはなりません。また、貸付後に売電していることが発覚した場合には、リース契約を解除します。</u> <u>なお、売電をしないことを担保する措置として、発電した電気の利用先が家畜の飼養管理や家畜排せつ物の処理等経営リースの趣旨に即した利用のみであることが、分電盤等により判別でき、かつ、保護継電器を設置する等電力の逆潮流を防止する仕組み(独立型太陽光発電を含みます。)が備え付けられていることが図面等で確認できるもの限りリースを行います。</u> <u>また、太陽光発電システム関連機器を設置できる場所は、畜舎、</u></p>	<p>前文 [略]</p> <p>1 共通事項 (1)～(2) [略] <u>(3)貸付申請時において、満70歳を超える個人の貸付申請者が、構築物等貸付期間の長期に亘る貸付施設等の申請を行う場合は、後継者の有無を勘案して貸付けを決定します。</u></p> <p>2 貸付対象施設等の範囲について (1)経営リース ア.～イ. [略]</p>

畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>家畜排せつ物処理施設及び飼料貯蔵施設の屋上等や借受者の敷地内とし、借受者が居住する住居(団体や法人の事務所等養畜に直接関係のない施設を含む。)や借受者の敷地外への設置は貸付の対象とはなりません。</u></p> <p><u>畜舎等既存の施設の屋上へ設置するに当たっては、設置しようとする施設に構造上の問題がないことを、あらかじめ確認してください。強度不足等により設置しようとする施設を補強する必要がある場合、補強に要する経費は貸付の対象とはなりません。</u></p> <p><u>補助事業で整備した施設に太陽光発電システム関連機器を設置する場合は、補助事業に基づく手続きを当リース事業の貸付契約前に確実に行ってください。手続きについては、補助事業元にお問い合わせください。</u></p> <p><u>エ. 簡易畜舎については、家畜の飼養環境の改善や衛生環境の改善を図り、畜産経営の健全な発展に資するため、より多くの意欲ある畜産農家が施設導入費等を削減し、経営合理化を推進できるよう活用いただくものです。</u></p> <p><u>当機構で利用できる簡易畜舎は、肉用繁殖牛及び肉用育成牛、乳用乾乳牛及び乳用育成牛、地鶏等の小規模な畜舎、また、養豚農家における隔離舎等として利用ください。また、経費については、原則として次に掲げる基準事業費を上限とします。ただし、地域の実状等やむを得ない事由であることを一般財団法人畜産環境整備機構理事長(以下「理事長」という。)が特に認めた場合には、特認事業費を上限とすることができるものとします。なお、特認事業費の適用を受けるに当たっては、施設整備に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、施設整備費が適切かつ最小限となるよう留意ください。</u></p>	

畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新			旧
簡易畜舎の種類	基準事業費	特認事業費	
肉用牛舎	20千円/㎡	23千円/㎡	
乳用牛舎	19千円/㎡	22千円/㎡	
一般豚舎	36千円/㎡	44千円/㎡	
分娩豚舎	48千円/㎡	58千円/㎡	
鶏舎	19千円/㎡	22千円/㎡	
<p>※上記事業費には、ストール等附帯設備は含みません。</p> <p>貸付けを希望される畜舎が、貸付施設等の簡易畜舎に該当するかどうかは、あらかじめ、当機構の担当者に問い合わせください。</p> <p>オ. 6次産業化に関する施設等については、経営リースの借受者が、自ら生産した畜産物を活用し、食肉加工品、乳製品、鶏卵加工品、菓子等を製造・販売を行うために必要となる設備、機械等を対象とし、加工・販売をするために必要な施設等は貸付の対象にはなりません。</p> <p>カ. 特認施設等は、実施要領の別表1の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等であって、実施要領の第1の2の(1)のアの(オ)に定める要件に該当するものになりますが、希望する施設等が特認施設等に該当するかどうかは、あらかじめ当機構の担当者に問合せください。なお、特認施設等の貸付申請に際しては、その効果及び必要性を記載した書面及び必要性を記載した書面及び都道府県畜産主務課長の意見書の提出が必要となります。</p>			
(2) 食肉リース [略]	(2) 食肉リース [略]		
(3) 生乳リース	(3) 生乳リース		

畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>ア. 貸付施設等は、集送乳の合理化、<u>乳製品製造等</u>のために必要な施設等に限定されます。</p> <p>イ. <u>集送乳の合理化を目指す貸付けの対象の施設等</u>は、指定生乳生産者団体等が生乳を集送乳するのに必要とするもの又は指定生乳生産者団体等から配乳を受けた乳業メーカー等が、当該生乳を冷却又は滅菌するための貯乳施設、乳成分等分析検査機器等に限定されます。なお、乳業メーカー等が当該生乳以外の生乳について集送乳等の合理化等を図るために必要な施設等は、貸付けの対象にはなりません。</p> <p>3 借受者の範囲等について</p> <p>(1) 経営リース</p> <p>直接リース方式で貸付けできる者は、①農業の振興を目的とする団体等、コントラクター等（<u>実施要領の第1の2の(1)のイの(イ)</u>については、要件に適合することが確認できる書面を添付してください。）、及び堆肥センター（<u>実施要領の第1の2の(1)のイの(ウ)</u>については、団体を構成する養畜を行う者について、その畜種別の明細を添付してください。）、②養畜の事業を行う畜産農業者（要領第1の2の(1)のイの<u>(エ)</u>の a の(a)及び(b)の要件を満たす必要があります。）、③養畜の事業を行う法人（中小法人）、④農協等が議決権の過半数を持つ株式会社、⑤集団（①、②、③、又は⑤を含む2以上の農業者で構成する集団をいう。）</p> <p>ア. 間接リース方式で貸付けできる者は、①とし、その構成員等（<u>公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人並びに一般財団法人の構成員等は除く。</u>）、②又は④の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して再貸付けできます。</p> <p>イ. [略]</p>	<p>ア. 貸付施設等は、集送乳の合理化、等のために必要な施設等に限定されます。</p> <p>イ. 貸付けの対象となるものは、指定生乳生産者団体等が生乳を集送乳するのに必要とするもの又は指定生乳生産者団体等から配乳を受けた乳業メーカー等が、当該生乳を冷却又は滅菌するための貯乳施設、乳成分等分析検査機器等に限定されます。なお、乳業メーカー等が当該生乳以外の生乳について集送乳等の合理化等を図るために必要な施設等は、貸付けの対象にはなりません。</p> <p>3 借受者の範囲等について</p> <p>(1) 経営リース</p> <p>直接リース方式で貸付けできる者は、①農業の振興を目的とする団体等、コントラクター等（<u>別表5の1のa又はb</u>については、要件に適合することが確認できる書面を添付してください。）、及び堆肥センター（<u>別表5の2のf</u>については、団体を構成する養畜を行う者について、その畜種別の明細を添付してください。）、②養畜の事業を行う畜産農業者（要領第1の2の(1)のイの<u>(イ)</u>の a の(a)及び(b)の要件を満たす必要があります。）、③養畜の事業を行う法人（中小法人）、④農協等が議決権の過半数を持つ株式会社、⑤集団（①、②、③、又は⑤を含む2以上の農業者で構成する集団をいう。）</p> <p>ア. 間接リース方式で貸付けできる者は、<u>アの①</u>とし、その構成員等（一般社団法人又は一般財団法人の構成員等は除く。）又は②から④の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して再貸付けできます。</p> <p>イ. [略]</p>

畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(2) 食肉リース</p> <p>ア. 別表2の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①食肉販売事業協、②食肉販売事業連、③農協等が株主であって議決権の半数所有し、かつ食肉販売を営む株式会社、④一般社団法人日本畜産副産物協会、⑤公益社団法人日本食肉市場卸売協会、⑥公益社団法人全国食肉学校であって、同施設等を自ら使用する場合には限られます。</p> <p>また、同施設等を間接リース方式で貸付けできる者は、上記の法人のうち③を除く法人の直接又は間接の組合員であって、同施設等を自ら使用する場合には限られます。</p> <p>イ. [略]</p> <p>(3) 生乳リース</p> <p>ア. ~ウ. [略]</p> <p>エ. <u>乳製品の製造を行っている個人事業主又は中小法人に、乳製品製造機器を貸付ける場合、その原料となる生乳等は主として国産品である場合に限り</u>ます。</p> <p>4~18 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p>附 則 この留意事項の改正は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>以下 [略]</p>	<p>(2) 食肉リース</p> <p>ア. 別表2の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①食肉販売事業協、②食肉販売事業連、③農協等が株主であって議決権の半数所有し、かつ食肉販売を営む株式会社、④一般社団法人日本畜産副産物協会、⑤公益社団法人日本食肉市場卸売協会であって、同施設等を自ら使用する場合には限られます。</p> <p>また、同施設等を間接リース方式で貸付けできる者は、上記の法人のうち③を除く法人の直接又は間接の組合員であって、同施設等を自ら使用する場合には限られます。</p> <p>イ. [略]</p> <p>(3) 生乳リース</p> <p>ア. ~エ. [略]</p> <p>4~18 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p>以下 [略]</p>